

添付法令資料 3 :

統合海上運輸電子システム (SEHATI) による海上交通サービスに係る  
公共サービスの実施に関する2024年9月3日付  
インドネシア共和国運輸大臣規則No. 19 (目次)  
同月23日施行

- 第1章 総則 (第1条ないし第5条)  
第2章 SEHATI による公共サービス (第6条ないし第9条)  
第3章 SEHATI のセキュリティ保証及びアプリケーション開発 (第10条及び第  
11条)  
第4章 SEHATI の利用者の義務 (第12条)  
第5章 行政処分 (第13条及び第14条)  
第6章 雑則 (第15条ないし第17条)  
第7章 経過規定 (第18条)  
第8章 終則 (第19条)